

第4次帯広市食育推進計画骨子案

令和4年10月17日
経済文教委員会 提出資料

1 計画策定の趣旨

国は、平成17年に「食育基本法」を制定した後、平成18年に「食育推進基本計画」を策定しました。帯広市においても、食や農業などの資源を生かしながら、市民とともに総合的な「食育」を進めることを目的として、平成19年に帯広市食育推進計画を策定し、現在、第3次帯広市食育推進計画（平成29年度～令和4年度）により、各種取組を進めています。

これまでの取組により、食育推進計画において設定しているいくつかの指標が改善するなど、一定の成果が表れているものの、市民全体の朝食欠食の増加や食育への無関心層の増加など依然として課題があります。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、健康への関心の高まりや、世界情勢の変動に伴う食料の安定供給への不安など、食を見つめ直す契機となっており、心身の健康増進や基幹産業である農業の理解促進に向け、食育の重要性が高まっています。

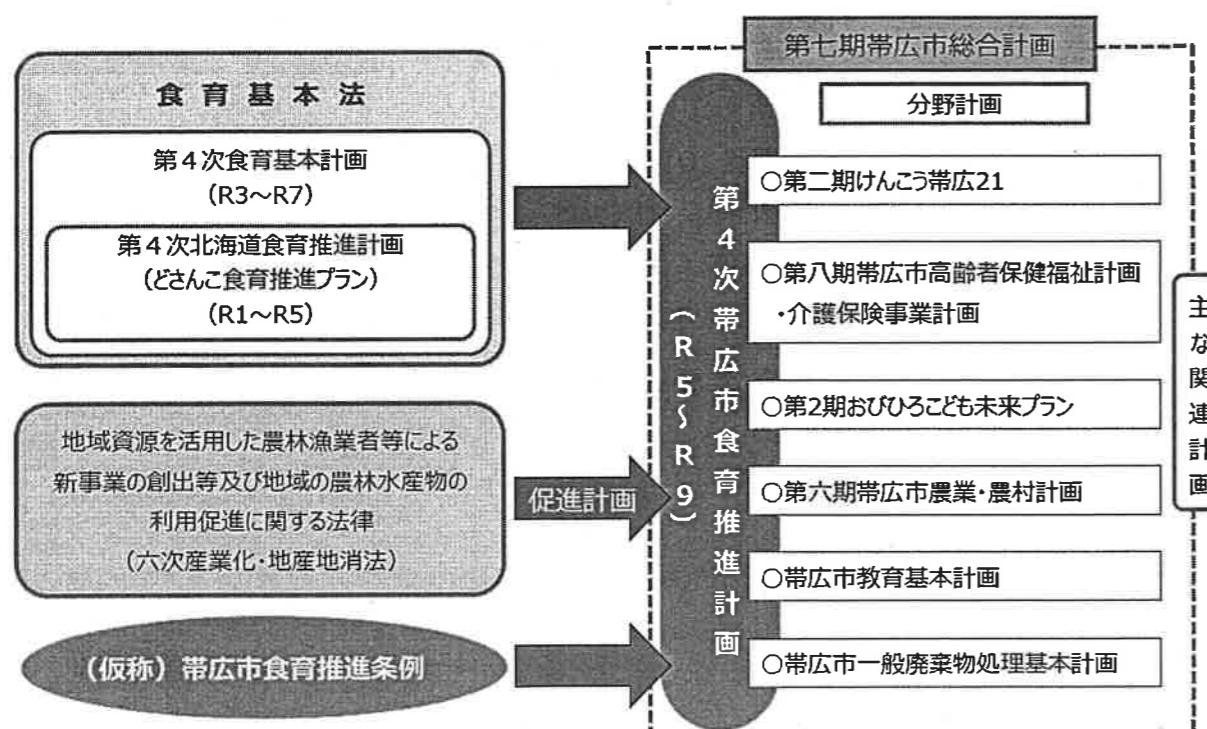
そのため、更なる市民の心身の健康の増進や地域の活性化に向けて、これまでの食育推進の成果と課題を整理し、国や北海道における施策を踏まえつつ、本市の地域特性を踏まえた「第4次帯広市食育推進計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

帯広市食育推進計画は、「食育基本法」第18条に基づく市町村食育推進計画と位置づけ、国の「第4次食育推進基本計画」や北海道の「第4次北海道食育推進計画」を踏まえた上で、「第七期帯広市総合計画」における「食育」を具体的に推進するための総合的な指針として、現在、制定に向けて作業が進められている（仮称）帯広市食育推進条例に基づき策定するものです。

また、「第二期けんこう帯広21」などの各分野計画などとも整合性を図るとともに、連携しながら食育の取組を推進します。

なお、本計画では、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」で定める地域の農林水産物の利用の促進についての計画（促進計画）としても位置づけるものです。



3 計画の期間

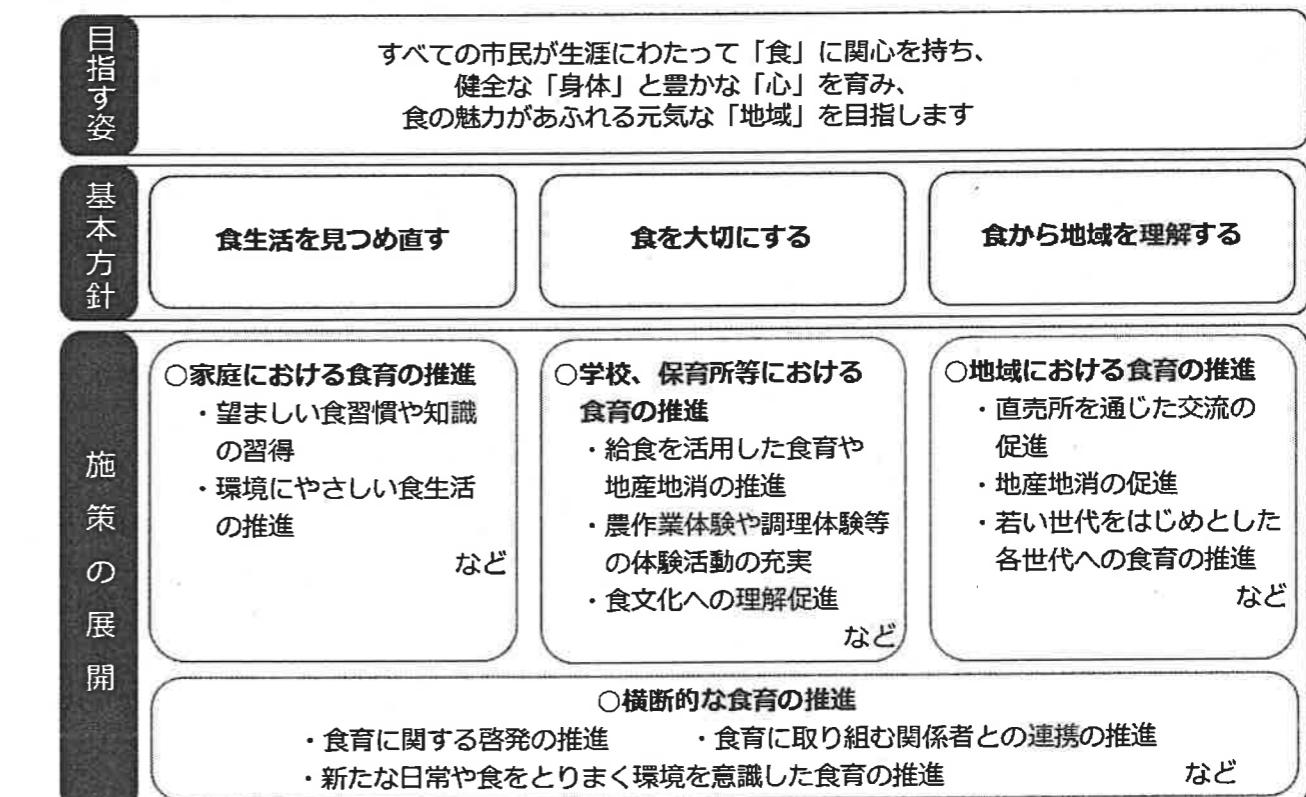
計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

4 食育をめぐる現状と課題

- (1) 市民全体の朝食欠食の増加
- (2) 若い世代の食生活の乱れや栄養バランスの偏り
- (3) 食育への無関心層の増加
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大や世界情勢の変動に伴う食に対する関心の高まり

5 目指す姿・施策の体系

目指す姿の実現に向けて、3つの基本方針のもと、4つの施策の展開を意識した取組を進めます。



6 計画の推進体制・進捗管理

本計画の推進にあたっては、府内関係各課や関係団体等が連携し、総合的に食育の取組を推進します。また、府内関係各課で構成する「食育推進委員会」において、食育の推進状況を把握するため、目標値を設定して進捗管理を行っていきます。

参考 今後のスケジュール案

令和4年10月	第3回府内策定委員会
11月	経済文教委員会（原案・概要版報告）
11月	パブリックコメント
令和5年2月	経済文教委員会（計画案報告）
2月	第4回府内策定委員会
2月	計画策定